## 別表五の二(二)付表

## 「各連結法人の租税公課の納付状況等に関する明細書」

## 1 この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する租税公課の発生及び納付の状況、納税充当金の積立て又は取崩しの状況並びに連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額又は附帯税の負担額の発生及び決済の状況を明らかにするために使用します。

## 2 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」		連結親法人の法人名を記載するとともに、括 弧の中にこの明細書を記載する連結法人の法人 名を記載します。	
「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」	各欄共通	連結親法人にあっては、連結法人税及び法人税、連結地方法人税及び地方法人税並でに連結 復興特別法人税及の復興特別法人税について、連結子法人にあっては、法人税、地方法人の及び復興特別法人税について記載します。 この場合、各欄には、次の法人の区分に応じ次のとおり記載します。 (1) 連結親法人次の合計額 イ 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額及び復興特別法人税の額の合計額 ロ 各事業年度の所得に対する法人税の額及び復興特別法人税の額及び復興特別法人税の額の合計額 (2) 連結子法人、心と当該法人税の額及び復興特別法人税の額及び復興特別法人税の額の合計額 (2) 連結子法人、に当該法人税の額及び後期特別法人税の額及び復興特別法人税の額の合計額 なお、連結後興特別法人税の額の合計額 なお、連結後期法人税の額の合計額 なお、連結後期法人税の額の合計額 なお、連結後期法人税の額の合計額 なお、連結後興特別法人税の額入税を計額 なお、連結復興特別法人税の額とした。 税ぞしくは復興特別法人税に係る利益とくは連結復興特別法人税に係る利益とくは連結復興特別法人税に係る利益と、近連結復興特別法人税に係る利益と、近連結復興特別法人税に係る利益と、近連結復興特別法人税に係る利益と、近期等税の額については、この欄には記載しないで、「その他」の「利子税21」、「加算税及び加算金25」及び「延滞税26」の該当欄に記載します。	となる法人税、地方法人 税及び復興特別法人税 は、連結法人が平成22年 10月1日前に自己を分割 法人とする分割型分割 (連結親法人事業年度開 始の日に行うものを除き
の各欄	「期首現在未納税額①」の「1」及び「2」	「1」及び「2」には、前期分のこの明細書(前期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の金額を記載します。 なお、連結親法人の直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、直前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額を記載します。	(1) 前期分の申告後に 既往年度について更正 等があった場合には、 更正等の後の連結法 人税、連結地方法人税 及び連結復興特別法 人税の額又は法人税、 地方法人税及び復興

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人			特別法人税の額を基礎として記載します。 (2) 連結法人の直前期分が単体申告の場合には、直前期分に係る「期首現在未納税の別は、直前期分の「⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額
税、地方法	「当期発生税額②」の「中間3」及び「確定4」	(1) 「中間3」には、別表一の二(一)の「連結中間申告分の法人税額14」及び「中間申告分の地方法人税額41」の金額の合計額を記載します。 (2) 「確定4」には、別表一の二(一)の「差引確定法人税額15」及び「差引確定地方法人税額	を記載します。 中間分の連結法人税 の額及び連結地方法人 税の額の合計額が確定分 の連結法人税の額及び連 結地方法人税の額の合
法 人 税 及		42」の金額の合計額を記載します。	計額を超える場合には、 「確定4」には、その超 える金額を△印を付して 記載します。
び復興特別法人税」の	各欄	連結親法人にあっては「期首現在未納税額①」 又は「当期発生税額②」に記載した連結法人税額、 連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額又 は法人税額、地方法人税額及び復興特別法人税 額を、連結子法人にあっては「期首現在未納税 額①」に記載した法人税額、地方法人税額及び 復興特別法人税額を当期中に納付した場合に、 その納付税額を当期中に納付した場合に、 その納付したかにより、それぞれ該当欄に 分して記載します。この場合に、過誤納がある ときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。 この外書の金額は、「期末現在未納税額⑥」に 移記する必要はありません。	外書の金額は、法人の 確定した決算において計 収金又は仮払金として計 上していない場合には、 別表五の二(一)付表一の 空欄に「未収過誤納金」 等と記載の上、記載しま す。 この場合、「⑤」の外書 の金額は、別表四の二付表の でが表のになりま でがあることになりま す。
各欄	「期末現在未納税額⑥」	「確定4」に記載することとなる連結法人税額及び連結地方法人税額がマイナスになる場合にあってはその金額は外書き(△印を付けます。)します。 ただし、「中間3」に未納税額の記載がある場合にあってはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし(△印を付けます。)、「確定4」の「当期発生税額②」の金額と本書きした金額との差額を外書き(△印を付けます。)します。	

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」の各欄	「計5」	「当期中の納付税額」の各欄の金額のうち連結法人税額、連結地方法人税額及び連結復興特別法人税額を合計した金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表一の「3」から「17」までの空欄のいずれかに記載した「未納連結法人税、未納連結地方法人税及び未納連結復興特別法人税」の「減②」の金額と符合し、連結法人税、連結地方法人税及び連結復興特別法人税を除いた金額を合計した金額は、各連結法人の同付表の「未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税22」の「減②」の金額と符合することになります。	
	各欄共通	原則として「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」の各欄の記載に準じます。	基本税額(均等割額を含みます。)及び道府県民
_			税利子割額のみについて 記載し、加算金及び延滞
道			金についてはこの欄には記載しません。
府	「期首現在未納税額①」	「6」及び「7」には、前期分のこの明細書(前	山戦しよせん。
ıĦ	の「6」及び「7」	期が単体法人である連結法人にあっては、前期の別表五二)の「期末現在未納税額⑥」の金額を	
県		記載しますが、その金額が、支店等の税率が異	
民		なっていることなどにより標準税率を基として 算出されたものであるときは、当期において申	
税		告等により具体的に確定した金額を記載します。	
	「当期発生税額②」の「利子割8」、「中間9」及び	(1) 「利子割8」には、当期中に支払を受ける利子等(当期末までに、その利払期の到来し	
の	「確定10」	ているものに限ります。)に係る道府県民税利	
各		子割額を記載します。 (2) 「中間9」及び「確定10」には、当期の連	
7		結法人税個別帰属額を基礎として地方税法の	
欄		規定により算出した道府県民税額を記載しま す。ただし、支店等が他の都道府県にある場	
		合には、標準税率により算出した税額を記載	
Г#	 「町村民税」の各欄	しても差し支えありません。 「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」及	
. 11		び「道府県民税」の各欄の記載に準じて記載します。	
「事業税」の各欄	<b>「17」</b> から <b>「19」</b> までの 各欄	「道府県民税」の「6」、「7」及び「9」の記載に 準じて記載します。この場合、前期の確定分の 税額は「18」の「当期発生税額②」に記載します。 なお、事業税の額には、地方法人特別税等に 関する暫定措置法の規定による地方法人特別税 の額を含めて記載します。	「当期中の納付税額」の 各欄に記載した金額のう ち前連結事業年度又は前 事業年度までに既に損金 の額に算入された事業税 の額がある場合には、そ の既に損金の額に算入さ れた事業税の額に相当す る金額については、別表

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「事業			四の二付表の「加算」の空 欄に「事業税認定損」等と して「総額①」及び「留保 ②」に記載します。
税」	「仮払経理による納付④」	別表四の二付表の「減算」の空欄に「仮払事 業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」 に記載します。	
の各欄	「損金経理による納付⑤」	未払金として経理した金額を含めて記載します。	当期分の事業税は、当 期の損金の額に算入され ませんから、別表四の二 付表で加算することにな ります。
「その他」	「当期中の納付税額」の各欄	「法人税、地方法人税及び復興特別法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載に準じて記載します。 なお、「21」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。	
の各欄	「延滞金 (延納に係るもの) 22」	地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金(延納分を除く。)27」に記載します。	
	「期首納税充当金31」	各連結法人の前期のこの明細書(前期が単体 法人である連結法人にあっては、前期の別表五 口)の「期末納税充当金42」を記載します。	
「納税充当金の計算」の	[33]	還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ 繰り入れた金額等各連結法人が損金経理により 繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。 なお、空欄には、例えば「還付法人税等」と 記載します。	「33」に記載した金額が、例えば、前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五の二(一)付表一の「納税充当金20」の「増③」に記載するとともに、該当欄の「減②」に同額を記載し、別表四の二付表には関係させません。
各欄	「損金算入のもの37」 「損金不算入のもの38」	「利子税21」から「24」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。 「加算税及び加算金25」から「30」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	

	欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「納税充当金の計算」の各欄	Г39」	納税充当金の取崩額のうち「法人税額等35」 から「損金不算入のもの38」まで及び「仮払税 金消却40」以外により取り崩した金額を記載し ます。	
	「仮払税金消却40」	前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。	この場合には、別表五 の二(一)付表一において、 前期から繰り越された 「仮払税金」の「減②」 にその消却した金額を△ 印を付して記載するとと もに、「納税充当金20」 の「減②」に記載します。
「各連結	「期首現在未決済額①」	前期分のこの明細書の「期末現在未決済額⑤」 の金額を連結事業年度別に記載します。	
「各連結法人の連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額の発生状況等の問題に対している。	「当期発生額②」の「当期分45」	当期の連結法人税の負担額として結結法人税の負担額として場別に連結法人税の負担額として場別により計算される金額と関係を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明	連結法人税個別帰属 受取額及び連結地方法 人税個別帰属受取額に ついては△印を付して記載します。
汎等の明細」の各欄	「当期中の決済額」の各 欄	「期首現在未決済額①」又は「当期発生額②」 の金額のうち当期中に決済された金額をその額 が発生した連結事業年度別にそれぞれ記載しま す。	